

日本
共産党

八幡市議会 報告ニュース

連絡先

山本邦夫市議	982・8844
巖博市議	982・9663
亀田優子市議	982・1277
中村正公市議	983・8312
澤村純子市議	983・6275

2019年12月29日 No.690 日本共産党八幡市議会議員団(983)2005

◇市議会メール jcp-ywta@am.wakwak.com ◇ホームページ⇒ [JCP八幡市議会](#) で検索

男山
山頂

八幡市議会

太陽光発電設備 規制条例

全会一致で可決 2020年
1月1日施行

12月25日の八幡市本会議で、「八幡市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」案を全会一致で可決しました。

条例の第1条で、太陽光発電設備の設置が自然環境、男山の景観や生活環境、災害の防止に影響を及ぼすことから、設置に関して必要な規制をおこない、住民の生命、財産を保護し、公共の福祉の増進に寄与することを目的とすると定めています

条例で規制の対象となるのは、太陽光発電設備の設置に伴う立木竹(りゅうぼくちく)の伐採、切土、盛土や埋め立てなどの造成工事を含み、500㎡以上の事業規模です。

第5条、6条では禁止区域を指定しています。禁止区域は、国道1号線より北部の都市計画法に規定する市街化調整区域で、宅地造成等規制法に規定する宅地造成工事規制区域としています。第7条では、自然環境等の保全または災害の防止のため、特に配慮が必

要と認められる区域を抑制区域に指定し、事業者に対して、当該区域を事業区域に含めないよう求めることができると定めています。

市は任意買収に応じるな

施行日は、2020年1月1日から。当初、4月1日実施を想定していましたが、市民の世論を反映して2月1日、1月1日と2段階で前倒しして実施することになりました。

しかし、すでに着工された工事は規制の対象外となります。現在、男山山頂ですすめられようとしている太陽光発電設備の工事は、反対を求める市民や議会論戦を反映して中断しています。事業者から市にたいして、賠償目的で土地の買い取りを求めてきています。市長は、事業者の4億円の買収請求は断りましたが、任意による買収に応じるとしています。目的のない土地の購入は、市民の理解を得られません。市は、毅然とした対応をおこなうべきです。

市社協 介護保険

印鑑不正事件

介護保険の利用計画を策定する八幡市社会福祉協議会のケアマネージャーが、利用者の印鑑を無断で作成し押印していた問題で、10月30日に行政処分がおこなわれました。12月市議会・文教厚生常任委員会で報告があり審議しました。

市社協は、利用者139人分の印鑑を所有し、本人や家族の同意を得ずに使用していました。また、介護サービスの業務を適切におこなっていないときに減算をせずに介護報酬を請求していました。

介護報酬5200万円返還

処分内容は、①新規受入を停止し、報酬の上限を7割にする、②組織的な管理体制の構築、記録作成の改善、③介護報酬の返還請求分として2612万円、自主返還分として2584万円の合計約5200万円です。国、保連と過誤調整をおこない、国、府、市へそれぞれ返還されます。市に対しては、パネルティ分として700万円返還されます。